

資料紹介

「佐賀の役」参戦陸軍将校の写真

一、はじめに

明治七（一八七四）年二月佐賀県士族によって引き起こされた「佐賀の役」^①については、これまで数多くの研究及び成果の蓄積がなされてきた。しかしながら、諸書に引用されている図版に関しては、管見の限りでは「東京日々新聞（六五六号）」、「佐賀縣逆動記聞」、「皇国一新見聞誌（佐賀の事件）」といった一連の錦絵、『明治太平記』の挿絵、写真に至っては、「江藤新平」及び「同人の梟首」等、僅かに数点を数えるのみである。^②

本稿で紹介する史料（以下「本史料」という。）は、「佐賀の役」に参戦した三名の陸軍将校（以下「三将校」という。）が、同戦役に引き続き出張していた熊本で撮影した写真である。本稿において撮影の背景等について考察する。

二、史料解説



図1 写真（表）

本史料は、十数年前に佐賀市内の古書店で明治期の古写真コレクションが売りに出されたときに、数枚を抽出購入した内の一枚である。諸元は、感光紙（縦九・〇センチ、横五・五センチ）に三将校の姿を焼き付け、さらに台紙（縦一〇・五センチ、横六・五センチ）に貼付した、いわゆる「手札判」と呼ばれるサイズの写真である。感光紙は液状の卵白を塗布して乾燥させ、さらに硝

秋山博志

酸銀で化学変化させるといふ処理を経たものであることから、一般に「鶏卵紙写真」と呼ばれている。

本史料の感光紙は切断も雑で縦横の大きさも多少不揃いな上に、台紙の装飾は金色の枠線が一本あるのみの簡素な体裁である。これは、当時の写真が写真師による手作りであるためで、鶏卵紙写真の雰囲気をよく表している。

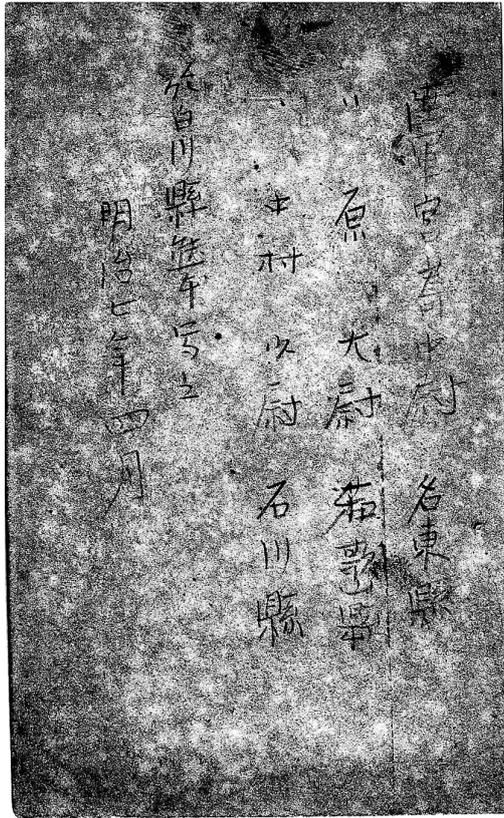


図2 写真(裏)

(裏書)

陸軍宮寄中尉 名東縣
 〃 原 大尉 和歌山縣
 〃 中村少尉 石川縣
 於白川縣熊本寫之

明治七年四月

裏面には「陸軍宮寄中尉 名東縣³⁾ 〃 原大尉 和歌山縣⁴⁾ 〃 中村少尉 石川縣⁴⁾ 於白川縣熊本寫之⁴⁾ 明治七年四月(〃は、改行箇所を示す。)」という鉛筆での表記がある。一見、熊本鎮台の将校が明治七年に記念撮影したものと看過しそうであるが、明治初年の陸軍は管轄する鎮台に旧藩兵を召集編束するのが通例であり、三将校の出身県から考えると疑問が残る。

三、三将校は誰か

『明治七年二月改 陸軍武官録』によれば、原姓の大尉は「濼政」、「権四郎」、「正忠」の三名、宮崎姓の中尉は「政光」一名のみ、中村姓の少尉は「正雄」、「芳輔」、「信道」、「巨訓」の四名が該当した。各自の出身県を調査すると、原姓の「濼政」、「権四郎」両大尉は和歌山県、「正忠」は石川県、宮崎政光中尉は徳島県、中村姓の四少尉の内「正雄」及び「芳輔」は山口県、「信道」は広島県、「巨訓」が石川県であった。⁵⁾ 姓・階級・出身県共に一致した宮崎政光中尉並びに中村巨訓少尉及び原姓の大尉が所属する部隊を調査したところ、大阪鎮台歩兵第四大隊(以下「第四大隊」といふ)にその名を見出した。

大阪鎮台是日(明治七年二月一七日…筆者)ヲ以テ第四第十兩大隊ヲ發ス、第四大隊ハ陸軍少佐厚東武直隊長タリ、陸軍大尉尾玉軍太、田村寛一、原熙政、瀧本美輝、陸軍中尉南小四郎、西島敏、上利勝世、後藤常伴、宮崎政光、陸軍少尉岡村捨、中村巨訓、田邊良成、石島壽平、松田憲信、佐々木養次郎、大供太郎云々(以下省略)

〔佐賀征討戦記〕一一一二丁

右により三将校は、大阪鎮台歩兵第四大隊所属の原瀨政大尉、宮崎政光中尉、中村巨訓少尉であるという仮定の下に明治七年四月に熊本県で本史料を撮影した経緯等について明らかにしていく。

四、「佐賀の役」における第四大隊の行動

「佐賀の役」の背景及び個々の戦闘については諸書に詳しいので本稿では第四大隊の出動から、佐賀城への入城までの行動について概略を紹介する。

明治七年二月一二日陸軍省達により、第四及び第十の両歩兵大隊が熊本鎮台出張を命ぜられる。第四大隊は同月一七日に米国船籍のニューヨーク号に、第十大隊は一八日に軍艦北海艦に乗船して安治川より出帆し、一九、二〇日にそれぞれ博多へ到着する。二〇日「山嶽ノ戦ヒ及ヒ平坦ノ地ナルモ馳驅スル者ヲ用ルコト能ハサレハ是ヲ癡シ草鞋ニ替シメ博多海濱ニ於テスナイトール銃ニ換⁸⁾」える作業を行った後、雨の中を二日市（福岡県筑紫野市二日市。旧日田街道の宿場町）に向かう。翌二一日午前二時二日市に到着し、午前六時に同所を出発して前夜の雨によって「泥路足滑ニ衆倒⁹⁾」する悪路を佐賀に向かって進撃していく。当時第四大隊第一中隊に所属していた兵卒の「軍隊手帳¹⁰⁾」の出戦務から、その行動を述べると次のとおりである。

二月廿一日筑前国二日市駅ヨリ平等寺越通肥前国田代エ出戦○同廿二

日宿村旭山（朝日山カ）江葦中原駅戦争同夜賊襲来ニ付戦争○同廿三日原古賀村戦争后苔野村エ進軍直ニ横田村戦争○同廿五日神崎駅エ進軍同軍○同廿七日間道山手通仁比山ヨリ久保山エ進軍后川久保村エ進軍同夜本道塚〔境カ〕原駅エ進軍○同廿八日間道蓮池エ進軍○本道前軍佐賀城出戦

なお、二日市から田代（佐賀県鳥栖市田代。旧長崎街道の宿場町）へ向かう平等寺越は山間の道で、佐賀県との県境では曲折し、さらには佐賀側に向かって急こう配となっている。田代駅に出てから以後はほぼ平坦な道であり、神崎駅に至るまで旧長崎街道の宿駅を通過していく。神崎駅からは間道を仁比山に出て、川久保に向かい、その後境原で第十大隊と合流し、三月一日佐賀城に入城する。

五、第四大隊の熊本への移動について

「佐賀の役」以後の第四大隊の行動については「明治七年三月一九日…筆者）野津少將其率キル所ノ兵ヲ以テ、熊本鎮臺ニ至¹¹⁾」とあるのみで、それ以降については不明である。そこで改めて前出「軍隊手帳」の履歴欄から、その行動をたどってみる。

二月一七日熊本鎮臺エ出張トシテ大阪出発○十九日筑前国福岡エ着。於同所佐賀縣下賊徒征討ノ命ヲ奉ス○三月七日福岡引揚○十三日福岡出立○十九日肥後国熊本エ着陣、同所滞陣○五月一九日凱旋帰阪ノ命ヲ奉ス○廿日熊本発足○六月一日帰阪。同日第十聯隊第一大隊ト改号

右のように、第四大隊は佐賀に一週間滞在した後、一旦福岡に出て三月一九日から五月二〇日迄のほぼ二ヵ月間、熊本に出張していたのである。

六、明治六及び七年における熊本鎮台の状況

参考までに第四大隊が出張する熊本鎮台の当時の状況について、若干触れておきたい。

明治六（一八七三）年当時熊本鎮台では、熊本本営に歩兵第十一、十二の二個大隊、鹿児島分営に歩兵第十七大隊の計三個大隊が駐屯していた。歩兵第十一、十二の両大隊を合わせた兵員数は、実質一個大隊程度であったため、五月一日に第十二大隊を解隊し、その兵員をもって第十一大隊の欠員補充を行う。解隊の欠を補充するため歩兵第十九大隊（以下「第九大隊」という。）が、大阪鎮台から熊本鎮台へ管轄換となり、同大隊に解隊した第十二大隊の残員二〇〇余名を組み入れる¹³。ところが二月七日には歩兵第十七大隊が兵営焼失と同時に兵隊が解散して瓦解する。加えて同月二日から二三日にかけて、今度は第十一大隊が暴動を起し、参加者六〇数人が捕縛・拘禁される。同大隊は、その状況のまま¹⁴、翌七年二月「佐賀の役」に出兵し、戦死一四六名、戦傷六二名の計二〇八名という大きな損害を受ける¹⁵。このように熊本鎮台は管轄下部隊の改編・動揺・損耗が著しい状態であった。

七、第四大隊の熊本移動の背景について

この時期、日本政府は、清国との間に大きな外交問題を抱えていた。明治四（一八七一）年琉球船が台湾南部に漂着して乗組員五四名が現地住民に殺害され、明治六年三月には小田県（岡山県）の船員が同地に漂着して衣服・財貨を略奪されるという事件が起きていた。これら一連の事件に関して、日本政府は清国との間で同国の台湾に対する責任と現地住民の帰属等について交渉にあたっていたが、明治七年二月六日には「台湾蕃地処分要略」を定め、台湾への出兵を閣議決定するに至る。

第四及び第十の両大隊の熊本への出張は、この台湾の問題と密接な関係があった。四月一八日第十九大隊が台湾へ出兵を命ぜられ、一九日には熊本を出発する。同時に、その補充として大阪鎮台歩兵第二十二大隊（和歌山県兵を召集したとされる。以下「第二十二大隊」という。）が熊本鎮台へ管轄換を命じられる。形の上では同鎮台管轄の部隊は二個大隊となるが、第十一大隊は暴動の前歴に加え「佐賀の役」における損耗が著しく、さらに第二十二大隊は実際には六月中旬頃に大阪を出発予定であった¹⁶。そこで兵力が手薄となった熊本鎮台の支援のため第四及び第十の両大隊が「佐賀の役」参加後に引き続き熊本へ出張していたのである。大阪鎮台の管轄下には、両大隊の外に第五、第十四、第十八の三個大隊が所属しており、熊本鎮台に比較すれば兵力に多少の余裕があった。

台湾問題に関しては、その後様々な動きがあったが一〇月三十一日には清国との間に「日清両国間互換條款」及び「互換憑單」が締結され、一月一二日に撤兵の勅書が下され、一二月に撤兵を行って終結を見る。

台湾問題の終結に先立ち、第四大隊は五月二〇日に熊本を出発して、六月一日に帰阪し、残った第十大隊（六月に歩兵第八連隊第一大隊と改称）も、八月一日復帰を命じられ、一六日に帰阪する。

八、本史料の撮影場所について

本史料の撮影場所となったのは、熊本鎮台の御用写真師であった富重写真館である。「熊本寫之／明治七年四月」という表記から明治期の熊本で著名な同写真館が容易に連想でき、四代目にあたる清治氏との面談の結果、使用されている台紙及び撮影された室内の調度等から、同写真館で撮影したものであることが判明した。熊本における行動については同じく熊本に出張していた第十大隊將兵が「毎日地理研究トシテ散步被許」^⑮れた状況であったことから、第四大隊も同様の状況であったと思われる。本史料のサイズ「手札判」の撮影料金は一枚五〇銭と、当時の陸軍一等兵卒の日給五銭の一〇倍に相当する額であるが、熊本出張記念として、外出時に奮発して撮影したものと推定される。

三將校共に日章を付した軍帽及び軍服（正しくは「陸軍武官服制（明治六年九月二四日布告）」に基づく正帽及び軍衣袴）を着用し、短靴を穿っており、中央及び向かって右側の將校はサーベル（Saber）を佩用している。撮影時期が「佐賀の役」から約二ヶ月を経過しているとはいえ、着装している軍帽・軍服・軍刀・靴等は、同戦役に参戦したほぼそのままの姿を残していると考えられる。その姿は、『佐賀征討戦記』口絵（図三）に描かれた歩兵士官（右下）の軍装そのものである。



図3

九、三將校の経歴について

参考までに、三將校の経歴を『明治過去帳』、『陸軍武官録』、『陸軍將校並同相当官実役停年名簿』、『官報（叙任及辞令）』等から整理した。

原 瀨政（一八四一—一八九四） 明治五年一月二八日に大尉に任官する。明治一三年六月二二日付で「佐賀の役」及び「西南戦争」の功績により、勲五等への昇叙及び五百円下賜が示達される。その後、歩兵第六連隊第一大隊第一中隊長、名古屋鎮台第六師管区後備軍司令官、大阪大隊区副官等を歴任し、福井県駐在官を最後に明治二二年六月一〇日後備役に編入される。日清戦争時には召集を受け、第一軍兵站司令官であったが、明治二七年一二月二四日に清国安東県戦地定立病院で病により没する。最終の位階・階級は、正六位勲四等後備陸軍歩兵大尉である。

蛇足ではあるが、「佐賀の役」当時、第四大隊で同じ中隊長職にあった児玉軍太尉は、第一中隊長であったことから、『佐賀征討戦記』における氏名表記が中隊の建制順であれば、原大尉は同大隊第三中隊長であったことになる。児玉軍太尉は、後に第二十八旅団長に補され、中将まで昇進する。同じく中隊長職にあった田村寛一大尉も中将に昇進し、第十二師団長に補される。両名の昇進は共に山口県出身で長州閥に属したことによると思われるが、原大尉と同じ和歌山県出身である瀧本美輝大尉も、歩兵大佐に昇進し、日露戦争時には後備歩兵第三十八連隊長に補されている。同大隊四中隊長の内、原大尉のみ進級することなく軍歴を終える。

宮崎政光（一八四二―一八九五） 明治五年に少尉に任官し、翌年一二月七日中尉に、明治一〇年四月一三日大尉に進級する。西南戦争では、歩兵第八連隊第二大隊第三中隊第一小隊長、同連隊第三大隊第二中隊長を務め、明治一三年六月二二日付で「佐賀の役」及び「西南戦争」の功績により、勲五等への昇叙及び五百円下賜が示達される。明治一三年には歩兵第六連隊第二大隊中隊長に任じ、歩兵第十八連隊副官、第三師団副官を歴任し、明治二三年六月一日少佐に進級し、同日後備役に編入される。日清戦争時には第二軍兵站司令官であったが、明治二八年一月二七日名古屋市好生館病院で没する。最終の位階・階級は、従六位勲四等後備陸軍歩兵少佐である。

中村巨訓（一八四六―一九〇八） 明治五年に少尉に任官し、明治七年四月二十九日に中尉に進級する。西南戦争では歩兵第十連隊第三大隊第四中隊第一小隊長、同大隊副官を務めるが「佐賀の役」及び「西南戦争」による論功行賞が行われた形跡はない。

明治一二年四月五日大尉に、明治一三年二月六日正八位に叙せられる。

歩兵第十六連隊第三大隊中隊長、歩兵第四連隊副官を経て、明治一九年五月二六日少佐に進級し、明治二一年には小倉大隊区司令官に、明治二九年三月の連隊区司令部条例（勅令第五六号）の制定に伴い小倉連隊区司令官に補される。明治三〇年五月一日中佐に進級し、同日後備役に編入される。明治四一年一月一八日病により没する。最終の位階・階級は、正五位勲三等後備陸軍歩兵中佐である。

本史料の撮影時には、原大尉は三三歳、宮崎中尉三二歳、中村少尉は二九歳であった。原及び宮崎は、五二―三歳の時に日清戦争に出征するが、野戦部隊ではなく後方勤務の兵站司令官であり、中村も同様に内地勤務の小倉大隊区司令官であった。中村は、明治三八年七月頃、日露戦争による将校の補充難によるものか、鯖江連隊区司令官を務めている。この職も内地勤務であり、「佐賀の役」及び「西南戦争」参戦の後は、三将校共に野戦の場に立つことなく、軍人生活を終えたことになる。

一〇、むすび

本史料については、幸いにも被写体の三将校の陸軍における階級・姓・出身県、さらには撮影地及び時期が裏書されていた。本稿では、これらを手掛かりにして、三将校の姓名、所属部隊、撮影の背景等を明らかにした。厳密には「台湾出兵を控え熊本鎮台管下で撮影した陸軍将校の写真」ではあるが、三将校が着用した軍帽・軍服には二ヶ月前の「佐賀の役」の余燼が漂っていると解釈し、敢えて「佐賀の役参戦云々」という表題を設定した。

【註】

(1) 一般には、「佐賀の乱」と呼んでいるが、陸軍省日誌等では「佐賀の役」と表記しているため、本稿ではこの名称を使用している。なお、陸軍では、明治七年二月一日佐賀県士族による県庁襲撃から、同三月一日の平定までを「佐賀の役」における戦時と規定している。

『陸軍省日誌』明治九年第五四号

明治九年二月二〇日 第五局同

熊本山口両縣下賊徒追討ニ從事シ戦死或ハ傷痍ヲ被候者ノ中佐賀臺灣両役ニ從事致候者モ可有之就テハ從軍年計算ニ係リ左ノ條々判然不致候ニ付此段相候候也
 第一條 佐賀役ハ七年二月一日賊徒佐賀縣廳ヲ襲撃シ出張鎮臺兵ト鬪争ニ及候日ヨリ同三月一日賊徒平定迄ヲ戰時トシ(略) 相心得可然哉

指令 第一條 伺之通

(2) 本文に示すものの他に画像資料としては『佐賀征討記』の表紙及び挿絵及び『佐賀征討戦記』口絵の「歩兵士官及砲兵士官」、「歩卒及砲卒」図(五姓田義松筆)があるが、管見の限りでは、後者が『日本近代軍服史』等に軍装の考証資料として引用されている程度である。

(3) 廃藩置県により、明治四年八月徳島県が設置されるが、一二月名東県と改称する。明治六年二月には香川県を編入するが、明治八年九月には、香川県が名東県から分立し、翌九年八月には旧阿波国を高知県に、旧淡路国を兵庫県にそれぞれ編入することにより、名東県は廃止される。明治一三年三月旧阿波国が、高知県から分立して徳島県が設置される。

(4) 明治四年七月熊本、人吉の二県がおかれ、一二月には、熊本県が二分されて熊本、八代の二県となる。翌五年六月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、明治六年一月には八代県が廃止されて、白川県に併合される。明治九年二月さらに熊本県と改称される。

(5) 『明治過去帳』、『陸軍武官録』、『陸軍将校並同相当官実役停年名簿』、『官報(叙任及辞令)』等を参照した。

(6) 同大隊は和歌山県兵をもって、明治四年一〇月から一二月にかけて編成される。明治初年の歩兵部隊は、大隊が基本で四個中隊から成り、中隊は将校五名、下士一〇名、兵卒一六〇名が定員であった。「佐賀の役」に参戦した同大隊の人員構成は、『佐賀征討戦記』「征討出発兵員表」では、将校一七名、下士八四名、兵卒四

七八名、計五七九名となっているが、『靖國神社忠魂史』の記述「将卒合計五八二名(三七七頁)」と三名の差が生じている。同大隊は、明治七年五月一四日に歩兵第十連隊第一大隊と改称される。

(7) 『陸軍省日誌』明治七年第一四号

二月二二日

大阪鎮台へ達書寫

其臺歩兵二大隊熊本鎮臺出張申付候事

但將軍少將野津鎮雄ノ指揮ヲ可受事

(8) 『佐賀縣賊徒征討録等(筆者蔵)』二丁 スナイートル銃とは、「スナイドル(Snider)銃」のことであり、弾薬を銃尾から装填する後装式イギリス製ライフル銃である。同銃は、弾薬を銃口から装填する前装式のエンフィールド(Enfield)銃に比較し、銃剣を装着したまま、伏せた姿勢での弾丸装填が可能である。弾丸及び弾薬筒が一体となっているため、弾丸の装填速度が速く、かつ雨天にも強いこと等の優位性を有している。この交換作業については、三年後の西南戦争においても同様のことが行われている。

(9) 同前

(10) 「軍隊手帳(筆者蔵)」明治六年六月二三日壯兵として歩兵第四大隊へ入営した長野某の所持品である。

(11) 『佐賀征討戦記』四三丁

(12) 同大隊は、名東県兵四個小隊を召集したもので、大阪鎮台から熊本鎮台への管轄換を命じられるのは明治六年五月であるが、六月には「筑前竹槍一揆」の鎮圧に出勤し、熊本鎮台に移駐するのは、七月二日である。「余は明治六年桐野(利秋)氏と交替し熊本に赴任す大阪より十九大隊を連れ行き之を模範として在來の二大隊(第十一及び十二大隊)を精選して一大隊とし佛國式に編成す(谷干城遺稿一)四二二頁」とあることからフランス式の訓練を受けた模範的な部隊であったことが窺える。

(13) 帝國聯隊史刊行會編『歩兵第十三聯隊史』一九二三年 二二頁

(14) 『新熊本市史通史編』第五卷 二八七―二九一頁、松島秀太郎「鎮台歩兵大隊の成立と歩み」三五―三六頁。この第十一大隊の暴動に関しては、「兼ても申し上げ置候通十一大隊の罪囚六十餘名未だ糺彈中兵卒皆鹿兒島を羨の情甚た深く上士官も佐賀云々に付ては孤疑百端(『谷干城遺稿三』)明治七年二月佐賀事件につき將

軍の手紙《宛名不明》」の状況であった。この書簡を受けたものかどうかは不明であるが、伊藤博文から大久保利通宛への書簡に、次のような文言に述べられている。

明治七年二月一日 谷干城書面之意ニ御座候、一ハ反覆無疑と奉像存候、左スレハ鎮兵向背不可図、…大坂より差出候兵も一大隊にてハ甚危ク候、是非二大隊御遣可然奉存候、鎮兵之動静ニ依り候てハ景況如何様相変候も難計候、單身直入之御勇氣ヲ少シ御抑制相成候而又御自愛も為國家と奉存候

〔大久保利通関係文書一〕一四頁〕

ここでいう「向背が測り難い」鎮台兵とは、恐らく第十一大隊のことである。同大隊は、前年一二月に暴動を引き起こした前歴に加え、その編成にあたり佐賀から四個小隊、平戸・大村・中津から各一個小隊を召集した経緯があり、佐賀出身者が大きな割合を占めていた。『谷干城遺稿三』「明治七年二月佐賀縣士族結黨の件」によれば「臺（熊本鎮台のこと。筆者）の内上下士官兵卒に至る迄佐賀縣のもの亦殆百名に近」い状態であった。伊藤が同大隊に対して、その向背及び動静を危惧したのは、これらの事が背景にあったものと考えられる。

(15) 『佐賀征討戦記』『死傷録』による。ただし、『靖國神社忠魂史』では、戦死者は一五〇名となっており四名の差が生じている。同大隊の將兵は「征討出發兵員表」によれば、將校二名、下士一二五名、兵卒五〇〇名の計六四七名で、出兵していない者（留守要員、患者、暴動により拘禁中の六〇数名）を加えると、七〇〇名前後が在隊していたものと推定される。

(16) 『陸軍省日誌』明治七年第三五号

四月一八日

大阪鎮台へ達書寫

其臺歩兵二大隊及ヒ第四砲隊熊本鎮臺管轄申付候此旨可相達候事

ただし、実際には「此度大阪より當臺へ指向け相成候二十二大隊本月中旬頃發阪を以當地着之筈に御座候其上にて十大隊は歸阪の約也第四大隊は先日疾く歸阪致居申候（谷干城遺稿三）「明治七年六月中村重遠よりの書」という状況であった。

(17) 富重写真真館は、富重利平（天保八（一八三七）年福岡県山門郡三橋町生、大正一（一九二二）年没）が、文久二（一八六二）年に長崎に出て、亀屋（谷）徳治郎及び上野彦馬から写真術の教えを受け、慶応二（一八六六）年に筑後柳川町で

写真業を開業したことに始まる。明治二（一八六九）年に高瀬、翌三年には熊本へ移り、写真師を開業する。西南の役に際しては熊本城内、谷干城、幹部將校等を撮影した。

(18) 『佐賀縣賊徒征討録等』『發營記載丙之分』二丁

【主な参考文献】

- 陸軍参謀局編『佐賀征討戦記』、一八七五年
 朝倉治彦編『陸軍省日誌』第二卷、東京堂出版、一九八八年（明治七年刊の複製）
 松島秀太郎「鎮台歩兵大隊の成立と歩み」『軍事史学』第二四卷第四号、一九八八年三月
 JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A0905423800（国立公文書館）『明治七年一月改 陸軍武官録』
 靖國神社社務所『靖國神社忠魂史』第一卷、一九三五年
 宮川秀一「徴兵令による最初の徴兵と臨時徴兵」
 『歴史と神戸』第二六卷第二号、一九八七年
 大植四郎編著『明治過去帳』原著私家版、一九三五年（東京美術）一九八八年 新訂
 陸軍省編『明治天皇御伝記史料』上巻、原書房、一九六六年
 松下芳男『改訂明治軍制史論』国書刊行会、一九八八年
 熊本県立美術館編『富重写真所の130年 幕末から現代』一九九三年
 新熊本市史編纂委員会編『新熊本市史』通史編第五卷、二〇〇三年
 立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書二』吉川弘文館、一九六五年
 日本史籍協會編『谷干城遺稿三』東京大学出版会、一九七六年（明治四五年刊の複製）

関係史料解題

本稿で引用した史料中、参照が困難なものがあるのでここに紹介する。

『佐賀縣賊徒征討録等（筆者蔵）』

「肥前佐賀征討録」、「別録附録」、「發營記載甲之部」、「全丙之部」、「全乙之部」、「世界國畫」から構成され、類書に『歩兵第十大隊佐賀縣賊徒征討記』／歩兵第十九大隊臺灣征

討記「請求記号 図992・210・6」（佐賀県立図書館所蔵）がある。それぞれ末尾に「明治七年六月白川縣肥後國高麗門於妙立寺寫之」、「東肥熊本城下高麗門外禪定寺ニテ示時明治七年八月八日寫之 子亮」と表記があり、送り仮名及び漢字表記の差異がある他は、ほぼ内容が同じである。『佐賀征討戦記』「例言」に「此書本省ノ征討日誌熊本鎮台第十大隊ノ記録、大阪鎮台第四第十兩大隊ノ記録：ヲ以テシ要ヲ取り繁ヲ捨テ、編成セシ者ナリ」とあることから、各大隊が作成していた原記録を、必要に応じ各自が書写していたものと考えられる。佐賀県立図書館の当該史料は、「原本木下〇〇氏蔵／同氏より寄贈」と奥付にペン書きがあり、原史料を湿式複写し装丁したものである。なお同館所蔵の当該史料の閲覧については、書名検索ではヒットせず、特別書庫に所蔵の指示及び請求記号を提示する必要がある。

『軍隊手帳』

手帳は、六年七月に制定された歩兵専用の手帳で、同手帳の所持者は、明治六年六月二三日壮兵として歩兵第四大隊へ入営し、明治八年三月二日に免役退営となっている。入営当時、徴兵令は既に公布されたとはいえ、未だ実施にはいたってはならず、次のように臨時募集によって兵員を充足していた。

○鎮台兵の募集

明治六年二月二四日

大阪鎮台ニテ、兵隊欠乏ニ付、更ニ身体検査之上、結隊可申付候條、別紙規則に照準シ、士農工商ヲ論セス、望ノ者ハ三月十日迄當府へ可申出候事

（大阪府布令集）

このような徴兵令に基づかない兵員を「壮兵」と称していた。また明治八年三月に除隊となったのは、徴兵令に基づく兵員の入隊に伴い、漸次、壮兵を除隊させていったためである。

『佐賀征討記』

佐賀県立図書館に架蔵されている。明治七年二月二日から二月二十八日までの田代から佐賀に至る戦闘を紹介した内容であり、挿絵を中心に説明文が付記されている。配架されているのは複写本であるが、表紙及び裏表紙を含めて九丁からなり、袋とじにしたものを二か所で紙こよりで綴じていると推定される。挿絵の筆致は稚拙であり、

表紙、内容紙共に「日月の錦旗」が描かれ、人物も人間であることが判る程度の精度である。奥付及び刊記は付されていない。

『佐賀征討戦記』

『佐賀の役』に関する陸軍の公刊記録である。主に「征討出發兵員表」、「費ヤス所ノ彈藥表」、「佐賀征討戦記本文」、「戦地略圖」、「死傷録」から構成される。佐賀大学附属図書館にも収蔵されているが、国立国会図書館の開設サイト「近代デジタルアーカイブ」によっても参照可能である。

『靖国神社忠魂史』全五巻

昭和八年から一〇年にかけて、靖国神社が陸海軍の監修を受けて編纂した史料である。戦役の経緯と祭神の姓名、所属部隊、官職等級、出身地が記され、場合によっては略図も付される。第一巻は、維新前紀から北清事変までを対としている。

（佐賀大学学術研究協力部研究協力課）

